

ご 挨拶

猛暑が続いた夏が終わり、朝夕はめっきり涼しくなり秋の深まりを感じるこの頃ですが、皆様方には益々御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より会員の皆様方には、本協会に対して深いご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当協会も設立から6年目を迎えました。協会への加入者数も93%まで到達しており、本当にご協力をいただいている会員の皆様方に厚く御礼を申し上げます。協会としては、これまで合併処理浄化槽の適切な使用と維持管理の推進、そして設置者の負担軽減を図るべくさまざまな助成制度の確立に向け取り組んでまいりました。設置者の皆さん方への浄化槽に関する情報提供を行うべく開催しております浄化槽講習会もすっかり定着してまいりました。

また、昨年度から新たな助成制度として送風器機能保証制度をスタートさせました。まさに、画期的な取り組みと言えそうですが、故障した送風器の修理はもちろんですが交換が必要となった場合でも協会が無償で設置者に貸与いたします。したがって、送風器に関しては設置者の皆さん方の突発的な費用負担がなくなり会員の皆様方には安心して浄化槽をお使いいただけるのではないかと考えております。

今後も、さらに助成制度の充実に向けて取り組むとともに、会員の皆様方のご意見、ご要望を拝聴しながら、よりよい協会の運営に務めてまいりますので、皆様方のさらなるご支援、ご協力を切にお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

大木町合併処理浄化槽維持管理協会代表理事 井上 勝己

令和元年度講習会のお知らせ

本年度は、浄化槽のメーカーを講師に招いて、送風器（ブロワ）の仕組み、構造等を中心にお話しをしていただく予定です。お時間の許す限りぜひご参加下さい。

新規簡易チェック制度（減額制度）ご希望の方は、講習会終了後に、説明をおこないます。時間は20分程度を予定しております。



10月5日講習会の様子

令和元年講習会の開催予定日時（会場）

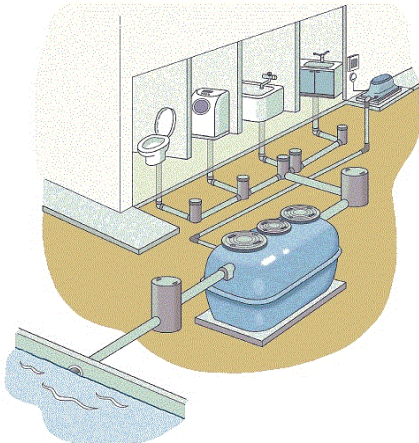
12月15日（日）午前10時	こっぽーっとホール
3月1日（日）午前10時	こっぽーっとホール

※ 協会会費について

この度、当協会では令和元年10月1日より消費税率の改定に伴い、協会会費（清掃費、保守点検費等）の改定について検討を行いました。その結果、2%の増税分につきましては、令和2年3月までの会費は協会が負担をし、4月以降の会費は会員のみなさまにご負担いただくこととなりましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※協会会費は、清掃費、保守点検費、法定検査費、協会運営費をいいますが、法定検査は非課税となっております。

協会からのお知らせ（注意喚起）



合併処理浄化槽の設置イメージ

今年の4月上旬頃、無償で汚水柵の点検または依頼を受けて各世帯を訪問しているという業者が点検後に『汚水柵等が汚れているから洗浄が必要です。』と促す事例がありました。

協会では、保守点検業者に汚水柵の点検まで含んだ契約を結んでおります。

洗浄が必要な場合には、協会よりご案内いたしますので、くれぐれもご注意ください。

※汚水柵の洗浄については、協会からの助成等はありません。契約また作業前に必ず協会への確認をお願いいたします。

浄化槽 Q&A

Q. 大雨の時のトイレ等が流れない。



堀の水が逆流し浄化槽のマンホールより空気が噴出している様子

A.. 大雨などにより、堀の水位が上昇して、浄化槽の中に逆流し、排水が出来なくなります。そうすると、トイレが流れなくなり、排水口からゴボゴボと音がする事があります。

そういう場合は、堀の水が低下するまで、一時的にトイレや、他の排水等の使用を控えて下さい。

・浄化槽に関する相談、会費の支払い又は引っ越し等による休止、退会等については、下記にご連絡下さい。

一般社団法人

大木町合併処理浄化槽維持管理協会

〒830-0416 大木町大字八町牟田 255 番地 7（役場西別館内）TEL33-2328 Fax33-2349

